



住みよい環境と美しい街並みを、暮らす人すべての財産として守り育てていくために。

建築協定

お隣同士心地よく暮らすために
建築協定は豊かなコミュニティづくりのルールです。

敷地についてのルール

原則として地盤高を変更することはできません。

建物についてのルール

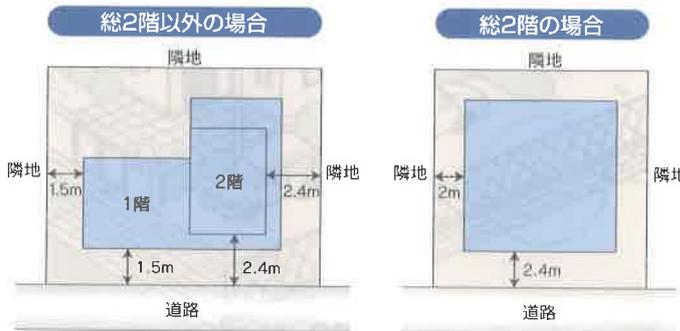
① 主体建物には境界線からの後退距離が定められています。

(下記表に示した距離以上の後退が必要です。)

	道路	隣地	歩専道
1階	1.5m	1.5m	1.5m
2、3階	2.4m	2.4m	2.4m
総2階	2.4m	2.0m	2.0m

●後退距離は境界線から建物の外壁面までの距離です。出窓は対象外とします。

(例)



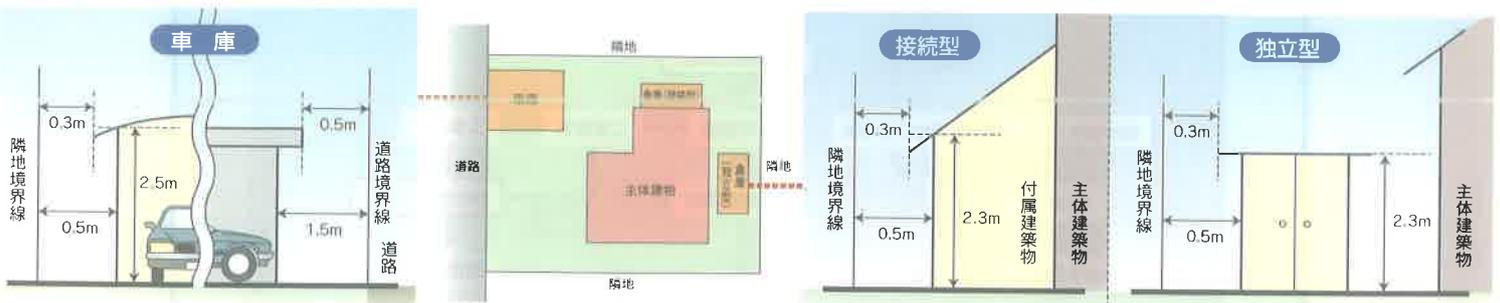
② 付属建物には境界線からの後退距離と軒高及び大きさが定められています。

(後退距離については、下記表に示した距離以上の後退が必要です。軒高については、下記表に示した高さ以下としなければいけません。)

		後退距離			軒高	大きさ
		道路	隣地	歩専道		
車庫	外壁	1.5m	0.5m	0.5m	2.5m	無制限
	軒先	0.5m	0.3m	0.3m		
車庫以外 (倉庫)	外壁	1.5m	0.5m	0.5m	2.3m	独立型 5㎡ 接続型 無制限
	軒先	0.5m	0.3m	0.3m		

●車庫については道路の角切りからの車の出入りはできませんので車庫の配置には十分気をつけてください。

(例)



統一感のある外構が美しい街並みをつくります。

■外構についてのルール

境界の囲障については、高さや材料が定められています。

- ① 道路または公園に面した側は、生垣を原則とします。
- ② フェンス等については、高さや材料が定められています。

(下記表で示した高さ以下としなければいけません。)

		道 路	隣 地
フェンス	高さ	1.5m	1.5m
	材料	透視可能で黒、茶、白系統	
ブロック塀	高さ	不可	1.2m※
	材料	—	
基礎・土留	高さ	0.5m	0.5m
	材料	自然石・化粧仕上げ	

●高さは宅地盤からの高さです。生垣の場合は高さ、樹種は問いません。
※ブロック塀は道路境界線より1m以上後退させなければいけません。

- ③ 門柱は道路境界から1m以上の後退が必要です。構造、高さは問いません。



■協定の手続き(手順)について

来福台での工事等の計画については、事前に委員会(土地開発公社)と協議を行い、協議が整うことを条件として、工事等の施工を行うこととします。なお建築確認申請書は、建築協定範囲内であることを十分に確認してから提出して下さい。 ※詳しくは、公社係員までお問い合わせ下さい。

